

「国道３号 千歳橋補修工事」に係る契約者の選定経緯について

令和 2 年 8 月 3 日

国土交通省九州地方整備局 佐賀国道事務所

目 次

1. 工事概要	P 1
2. 経緯	P 2
3. 競争参加資格確認	P 4
4. 技術提案審査	P 4
5. 個別講評	P 6
6. 価格等交渉	P 1 1
7. 契約相手方の決定	P 1 3
8. 総合講評	P 1 3
9. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯	P 1 4

1. 工事概要

(1) 発注者

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所

(2) 工事名

国道3号 千歳橋補修工事

(3) 工事場所

佐賀県鳥栖市高田町地先

(4) 工事内容

本工事は、国道3号に架かる千歳橋（橋長 177m）の補修工事を行うものである。

1) 技術協力業務

千歳橋補修設計 1式

2) 補修工事

外ケーブル取替工 1式、橋梁補修工 1式、足場工 1式

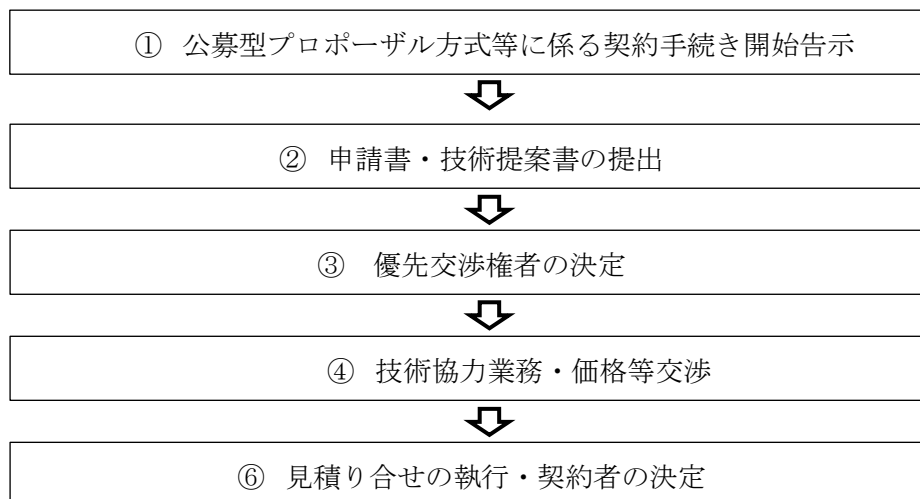
3) 履行期間

①技術協力業務 令和元年3月 3日 ～ 令和2年8月 7日

②建設工事 令和2年8月 4日 ～ 令和3年3月 15日

2. 経緯

(1) 契約者決定の流れ



図－1 契約者決定の流れ

(2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表－1のとおりである。

表－1 契約者決定までの主な経緯

日 付	内 容
令和元年 11 月 27 日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第 1 回）
令和元年 12 月 3 日	入札・契約手続運営委員会（公示内容確認）
令和元年 12 月 10 日	契約手続き開始の公示
令和元年 12 月 10 日～ 令和 2 年 1 月 23 日	申請書及び技術提案書の提出期間
令和 2 年 1 月 29 日、31 日	技術提案書提出者に対してのヒアリング
令和 2 年 2 月 12 日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第 2 回）
令和 2 年 2 月 18 日	入札・契約手続運営委員会 （優先交渉権者決定）
令和 2 年 2 月 21 日	優先交渉権者選定通知
令和 2 年 3 月 3 日	基本協定締結、技術協力業務委託契約 設計協力協定締結
令和 2 年 7 月 16 日	価格等交渉（1 回）

令和 2 年 7 月 20 日	技術提案・交渉方式に係る専門部会（第 3 回）
令和 2 年 7 月 21 日	入札・契約手続運営委員会（契約相手方特定）
令和 2 年 7 月 27 日	特定通知
令和 2 年 8 月 3 日	見積り合せ
令和 2 年 8 月 3 日	工事請負契約締結

（３）工事実施者の選定方式

本工事は、国道 3 号に架かる千歳橋（橋長 177m）の補修工事を行うものである。

発注にあたっては、連続ケーブル桁吊工法で設置した外ケーブルの補修を行うなど、高度な技術力が必要であり、種々の課題に対して、施工者独自の高度な技術力が必要であることから、発注にあたって、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式（技術提案・交渉方式（技術協力・施工（ECI）タイプ））を採用することとした。

（４）工事実施者の選定方法

契約の相手方の選定は、技術提案書の審査を行い、優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者を決定する方法とした。優先交渉権者として選定した者に対しては、価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に見積り合せを行い、予定価格を下回った者を工事契約の相手方に決定することとなる。

（５）工事実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、佐賀国道事務所の入札契約手続運営委員会に諮ったうえで、決定した。

また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者で構成する「技術提案・交渉方式に係る専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置した。専門部会は、下記の学識経験者 4 名で構成し、発注段階、技術審査段階、価格等の交渉段階において、意見聴取を行った。なお、専門部会は非公開とした。

表－２ 技術提案・交渉方式に係る専門部会の委員

	氏 名	所 属
委 員	日野 伸一	大分工業高等専門学校 校長（九州大学名誉教授）
	伊藤 幸広	佐賀大学 理工学部 理工学科 教授
	佐川 康貴	九州大学大学院 工学研究院 准教授
	山口 浩平	長崎大学大学院 工学研究科 准教授

3. 競争参加資格確認

(1) 競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

4. 技術提案審査

(1) 技術提案審査の概要

技術提案の項目設定にあたっては、下記のとおり 4 提案を求めた。

- 1) 技術協力業務の実施に関する提案
- 2) 外ケーブルの損傷原因をとらえた有効な補修工法の提案
- 3) 現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案
- 4) 河川内における出水期施工可能な工法の提案

技術提案書の提出があった 7 者に対して技術提案を評価し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権者 1 者及び次順位以下の交渉権者を決定した。

技術提案の評価は、各者 60 分のヒアリングを実施し、技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

(但し、ヒアリングは審査の対象外である。)

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和元年 12 月 10 日から令和 2 年 1 月 23 日）に、12 件（17 項目）の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表－3、審査結果は表－4 のとおりである。

表－３ 技術提案項目と評価内容及び配点

評価内容		配 点	
１）技術協力業務の実施に関する提案			
理解度	業務目的、現地条件、与条件の理解度について、以下の場合に評価する ・業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い場合	５点	１０点
実施手順 及び 実施体制	技術協力業務の実施手順及び実施体制について、以下の場合に優位に評価する ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容と規模に対して、十分な実施体制が確保されている場合	５点	
２）外ケーブルの損傷原因をとらえた有効な補修工法の提案			
的確性	損傷状況の把握について、以下の場合に優位に評価する ・損傷状況やその原因に関する理解が的確な場合 ・上部工の安全性に配慮した有効な補修工法等が提案されている場合 ・施工時に想定されるリスクとその回避方法に関する有効な提案がされている場合	１０点	３０点
実現性	提案内容等の説得力について、以下の場合に優位に評価する ・損傷原因を踏まえた補修工法等の提案に実現性が高い場合 ・施工時のリスク・回避方法の提案に実現性が高い場合	１０点	
	提案内容を裏付ける類似実績などの明示について、以下の場合に優位に評価する ・提示された損傷状況に対する所見に十分(具体的)な裏付けがある場合 ・提示された補修工法等の実施事例や類似事例の記載があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある場合 ・提示された施工時のリスク・回避方法の提案に十分(具体的)な裏付けがある場合	１０点	
３）現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案			
的確性	現道交通への影響の最小化について、以下の場合に優位に評価する ・交通状況や周辺環境等の与条件が適切に理解されている場合 ・交通影響の低減等、工事の品質向上に有効な補修工法や規制手法等が提案されている場合	５点	１５点
実現性	提案内容の説得力について、以下の場合に優位に評価する ・補修工法や規制手法等の提案に実現性が高い場合	５点	
	提案内容を裏付ける類似実績などの明示について、以下の場合に優位に評価する ・提案された補修工法や規制手法等の実施事例や類似事例の記載があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある場合	５点	
４）河川内における出水期施工可能な工法の提案			
的確性	工期短縮及び河川内における出水期施工可能な工法の提案について、以下の場合に優位に評価する ・交通状況や河川条件等を適切に理解した工期短縮方法あるいは出水期施工可能な工法が提案されている場合	５点	１５点
実現性	提案内容の説得力について、以下の場合に優位に評価する ・提案された施工方法等に実現性が高い場合	５点	
	提案内容を裏付ける類似実績などの明示について、以下の場合に優位に評価する ・提案された施工方法等の実施事例や類似事例の記載があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある場合	５点	
合 計		７０点	

評価は４段階とする。 ５点：（５）（３）（１）（０） １０点：（１０）（６）（２）（０）

表－4 審査結果

評価項目	配点	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
1) 技術協力業務の実施に関する提案	10	8	10	10	10	10	10	8
2) 外ケーブルの損傷原因をとらえた有効な補修工法の提案	30	22	22	14	18	22	30	30
3) 現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案	15	13	11	5	10	15	13	15
4) 河川内における出水期施工可能な工法の提案	15	7	7	2	6	10	13	11
評価点 [交渉権優先順位]	70	50 [4]	50 [4]	31 [7]	44 [6]	57 [3]	66 [1]	64 [2]

※凡例

- A社：三井住友建設㈱
 B社：㈱ピーエス三菱
 C社：川田建設㈱
 D社：㈱安部日鋼工業
 E社：㈱日本ピーエス
 F社：㈱富士ピー・エス
 G社：㈱IHIインフラ建設

5. 個別講評

競争参加者の技術提案に関する個別評価を表－5に示す。各評価項目の評価の考え方（凡例）は、以下のとおりである。

1) 技術協力業務の実施に関する提案

① 理解度（業務目的、現地条件、与条件の理解度について）

- ◎：業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ理論的に整理され、本業務を遂行するにあたって、理解度が高い記載がある。
 ○：業務目的、現地条件、与条件に対して、整理され、本業務を遂行するにあたって、理解度が高い記載がある。
 △：業務目的、現地条件、与条件に対して、一般的な記載がある。
 ー：評価しない。

② 実施手順及び実施体制

以下について、評価の視点とした。

- ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある。
- ・与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である。
- ・本業務の内容と規模に対して、十分（具体的）な実施体制が確保されている。

◎：適切かつ理論的に整理されており、具体的な記載がある。

○：具体的な記載がある。

△：一般的な記載がある。

－：評価しない。

2) 外ケーブルの損傷原因をとらえた有効な補修工法の提案

① 的確性

以下について、評価の視点とした。

- ・損傷状況やその原因に関する理解が的確である。
- ・上部工の安全性に配慮した有効な補修工法等が提案されている。
- ・施工時に想定されるリスクとその回避方法に関する有効な提案がされている。

◎：適切かつ理論的に整理されており、具体的な記載がある。

○：具体的な記載がある。

△：一般的な記載がある。

－：評価しない。

② 実現性（１）

◎：損傷原因をとらえた有効な補修工法、施工時のリスク・回避方法について、説得力があり、実現性が高いと認められる記載がある。

○：具体的な記載がある。

△：一般的な記載がある。

－：評価しない。

③ 実現性（２）

◎：提案内容を裏付ける施工事例等の記載があり、提案に十分（具体的）な裏付けがあると認められる記載がある。

○：具体的な記載がある。

△：一般的な記載がある。

－：評価しない。

3) 現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案

① 的確性

以下について、評価の視点とした。

- ・交通状況や周辺環境等の与条件が適切に理解されている。
- ・交通影響の低減等、工事の品質向上に有効な補修工法や規制手法等が提案されている。

◎：適切かつ理論的に整理されており、具体的な記載がある。

○：具体的な記載がある。

△：一般的な記載がある。

－：評価しない。

② 実現性（１）

◎：補修工法や規制手法等について、説得力があり、実現性が高いと認められる記載がある。

○：具体的な記載がある。

△：一般的な記載がある。

－：評価しない。

③ 実現性（２）

◎：提案内容を裏付ける施工事例等の記載があり、提案に十分（具体的）な裏付けがあると認められる記載がある。

○：具体的な記載がある。

△：一般的な記載がある。

－：評価しない。

4) 河川内における出水期施工可能な工法の提案

① 的確性

以下について、評価の視点とした。

- ・交通状況や河川条件等を適切に理解した工期短縮方法あるいは出水期施工可能な工法が提案されている。

◎：適切かつ理論的に整理されており、具体的な記載がある。

○：具体的な記載がある。

△：一般的な記載がある。

－：評価しない。

② 実現性（１）

◎：提案された補修工法等について、説得力があり、実現性が高いと認められる記載がある。

○：具体的な記載がある。

△：一般的な記載がある。

－：評価しない。

③ 実現性（２）

◎：提案内容を裏付ける施工事例等の記載があり、提案に十分（具体的）な裏付けがあると認められる記載がある。

○：具体的な記載がある。

△：一般的な記載がある。

－：評価しない。

表－５ 個別評価

評価内容	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
1) 技術協力業務の実施に関する提案							
理解度	○	◎	◎	◎	◎	◎	○
実施手順及び実施体制	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2) 外ケーブルの損傷原因をとらえた有効な補修工法の提案							
的確性	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
実現性（１）	◎	◎	△	○	◎	◎	◎
実現性（２）	△	△	△	△	△	◎	◎
3) 現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案							
的確性	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
実現性（１）	◎	○	△	◎	◎	◎	◎
実現性（２）	○	○	△	－	◎	○	◎
4) 河川内における出水期施工可能な工法の提案							
的確性	○	○	△	○	◎	◎	◎
実現性（１）	○	○	△	○	◎	◎	◎
実現性（２）	△	△	－	－	－	○	△

※凡例

A社：三井住友建設(株)

B社：(株)ピーエス三菱

C社：川田建設(株)

D社：(株)安部日鋼工業

E社：(株)日本ピーエス

F社：(株)富士ピー・エス

G社：(株)I H I インフラ建設

6. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者間で、技術協力業務の契約を締結するにあたり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和2年3月5日に締結した。

価格等の交渉とは、発注者及び優先交渉権者が、技術協力業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他、本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。以下に価格交渉等の実施方法について示す。

- ① 優先交渉権者は、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料（以下「全体工事費調書等」という。）を発注者に提出する。
- ② 優先交渉権者は、発注者が設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「参考見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。
- ③ 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計内容などの成果物等に基づき、価格等の交渉を行う。この場合において、発注者が提示した参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- ④ ③の規定により、見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて③に基づく交渉を行う。
- ⑤ ③、④に基づく交渉の結果、発注者が提示した参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- ⑥ ③、④に基づく交渉の結果、⑤の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

(2) 経過

基本協定書に基づき、価格等交渉を実施した。主な経過は以下のとおりである。

【第1回】令和2年7月16日（木）

- ・ 価格交渉前段階で、補修工事に必要となる工種及び外ケーブル等の計測計画について、事前に調整。
- ・ 双方の工事費について、工種毎に内容を確認し、双方理解のうえ安価な方を採用することで合意。
- ・ 工種毎の内訳及び工事費総額について、双方確認のうえ合意。

上記の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和2年7月20日、第3回専門部会に価格等交渉結果について報告し、了承を得た。

（3）価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により確認した。

- ① 歩掛については、原則、標準歩掛を使用し、優先交渉権者独自のものは、優先交渉権者を含む技術提案書の提出があった7者に対して見積りを依頼したうえで、提出された4者の見積りを採用し、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に、妥当性を確認した。
- ② 歩掛設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、九州地方整備局の統一単価及び市場単価、市場性のない資材単価及び機械経費については、優先交渉権者を含む技術提案書の提出があった7者に対して見積りを依頼したうえで、提出された4者の見積りを採用し、優先交渉権者との価格交渉及びこれまでの類似実績等を参考に、妥当性を確認した。

また、総価において、発注者が設定した参考額と優先交渉権者の見積り額について、著しく乖離がないことを確認した。

（契約額）：約217百万円

〔参考額〕：約210百万円

（4）その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し、契約に反映させた。

(5) 見積り合せ

実施日時 令和2年8月3日

7. 契約相手方の決定

(1) 工事名

国道3号 千歳橋補修工事

(2) 契約者

(株)富士ピー・エス 九州支店

(3) 工事場所

佐賀県鳥栖市高田町地先

(4) 工事請負契約締結日

令和2年8月3日

(5) 契約金額

予定価格 217,470,000 円 (消費税及び地方消費税を含まず)

契約金額 217,230,000 円 (消費税及び地方消費税を含まず)

8. 総合講評

契約の相手方として決定した(株)富士ピー・エス 九州支店は、ほぼすべての技術提案項目において優れており、優先交渉権者として決定された。

優先交渉権者に決定された(株)富士ピー・エス 九州支店との価格等の交渉は、令和2年7月16日に実施し、全体工程、施工方法等の確認、見積り条件等の確認を経て、価格等の交渉が成立した。

その後、見積合せが行われ、佐賀国道事務所が設定した予定価格を下回ったため、本請負工事契約を締結した。

9. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の契約手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で構成する「技術提案・交渉方式に係る専門部会（以下、専門部会）」を設置し、全3回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は、以下のとおり。

【第1回専門部会 公告段階】

- 1) 開催日：平成元年11月27日（木）
- 2) 意見聴取事項
 - ① 発注方式について
 - ② 一次審査項目について
 - ③ 二次審査項目について
- 3) 主な意見
 - ④ 評価項目の明確化について
 - ⑤ 外ケーブルの損傷状況等、調査結果の報告について

【第2回専門部会 技術審査段階】

- 1) 開催日：平成2年2月12日（水）
- 2) 意見聴取事項
 - ① 技術提案審査結果について
 - ② 審査結果の妥当性について
- 3) 主な意見
 - ③ 技術提案審査の妥当性について

【第3回専門部会 価格等交渉段階】

- 1) 開催日：平成2年7月20日（月）
- 2) 意見聴取事項
 - ① 価格等の交渉経緯について
 - ② 価格等の交渉の合意内容について
 - ③ 予定価格の算定方法について
 - ④ 公表資料について
- 3) 主な意見
 - ⑤ 今後の工事施工について

以上